

青森県報

第六百九十二号

令和五年
十一月二十七日
(月曜日)

目次

告 示

○青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課) ……一

公 告

○大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……一

出先機関

○土地改良事業計画変更の認可……………(東青地局) ……二

○土地改良区の役員の退任……………(上北地局) ……二

告 示

青森県告示第六百八十二号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一部を次のように改正する。

令和五年十一月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

第二号の表中

青森県信用組合木造支店

つがる市木造千代町

を削る。

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年十一月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
佐藤長新宮店・薬王堂五所川原店
五所川原市字幾世森一七一の一九外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
株式会社佐藤長 弘前市大字松森町九三 代表取締役 佐藤浩三	変更なし	
株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第 三割四二六の一 代表取締役 西郷辰弘	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第 三割四二六 代表取締役 西郷辰弘	平成 二元・〇・二六
株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第 三割四二六 代表取締役 西郷辰弘	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目 七の七 代表取締役 西郷辰弘	令和 三・二・一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社佐藤長 弘前市大字松森町九三 代表取締役 佐藤浩三	変更なし	変 更 後	変 更 日 年 月 日
	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第 三地割四二六の一 代表取締役 西郷辰弘	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第 三地割四二六 代表取締役 西郷辰弘		平成 二五・〇・二八
	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第 三地割四二六 代表取締役 西郷辰弘	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目 七の七 代表取締役 西郷辰弘		令和 三・二・一

四 届出年月日

令和五年十一月十三日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び五所川原市役所

2 期間

令和五年十一月二十七日から令和六年三月二十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、五所川原市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和六年三月二十七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

出 先 機 関

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、青森第二北部土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を令和五年十一月十三日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

令和五年十一月二十七日

東青地域県民局長 宇野 武

事業名 維持管理

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、下砂土路土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があつたので、同条第十八項の規定により公告する。

令和五年十一月二十七日

上北地域県民局長 雪 森 正 三

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の 年 月 日
理 事	小笠原 秀男	上北郡東北町大字大浦字家ノ裏二二の二	令和 五・〇・三

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭